



熊労発基 0611 第1号
令和3年6月11日

一般社団法人熊本県産業資源循環協会長 殿

熊本労働局長



事業場における自主的な労働災害防止活動の徹底について（要請）

日頃より労働災害防止対策に向けた各種取組に、御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、熊本県における令和2年の休業4日以上労働災害（以下「死傷災害」という。）は2,079人（別添1）であり、平成13年に2,081人を記録して以降最も多い状況となっております。また、そのうち新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害は83人で、これを除いた1,996人についても、令和元年の1,972人と比較して増加しており、労働災害の増加に歯止めがかかっていない状況となっております。誠に憂慮すべき事態となっております。

一方、死亡災害については、平成30年が14件、令和元年が15件、令和2年が10件となり、令和2年は前年比で減少となっておりますが、さらに減少を図っていかねばなりません。

熊本県内において、今後は令和2年7月豪雨災害の復旧工事の本格化に伴う災害の増加、新型コロナウイルス感染症の感染者数増加に伴う医療従事者等における負担の増加等による労働災害の増加など、熊本県内全体で労働災害の増加が懸念されるところであります。

つきましては、御多忙の中恐縮に存じますが、貴職におかれましては、下記事項等による労働災害防止への自主的取組が、各事業場で実施されますよう傘下会員等関係者の皆様に対し、周知、啓発を行っていただきますようお願い申し上げます。

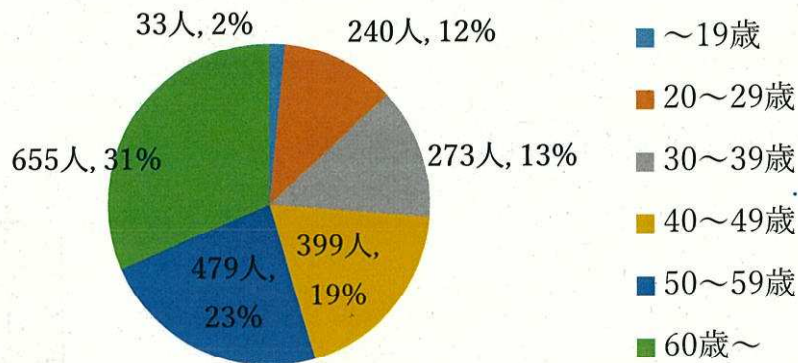
記

1 全産業共通の事項

(1) 高齢者対策

令和2年における死傷災害を年齢別に見ますと、全体の5割以上が50歳代以上で占められています。

令和2年 労働者年齢別発生状況(休業4日以上)

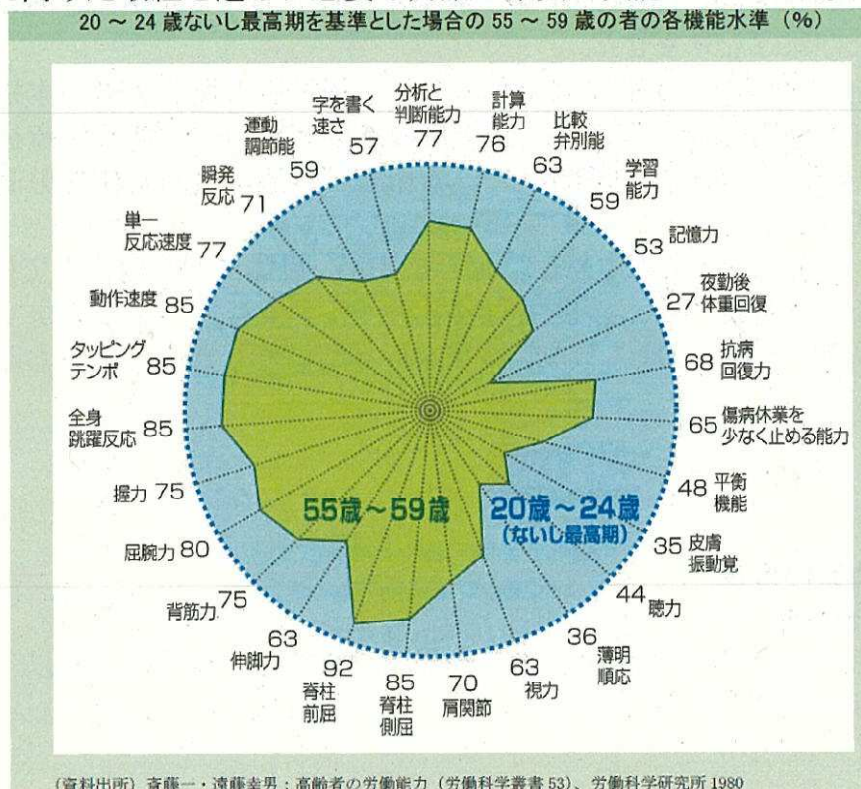


一方、人手不足が顕在化している熊本県においては、人材確保の観点からも、就労を希望する高齢者の活用が必要となっておりますが、高齢者が職場で活躍できる環境整備の一環として、労働災害防止対策は、これまでになくその重要性を増しております。

また、働く意欲を持つ高齢者が、労働災害により休業等を余儀なくされれば、若年者に比べ休業期間が長期化する傾向があることから、場合によっては、職場復帰せず退職することも考えられ、人材（雇用）確保の観点からも、労働災害防止対策の推進が重要です。

具体的には、加齢に伴う心身機能の低下、新しい機械・技術への対応、若年労働者とのコミュニケーションのあり方等を考慮して、機械設備・作業環境・作業方法の改善、健康の保持増進、快適な職場環境の形成、安全衛生教育の実施などの対策に取り組む必要があります。

高齢労働者の安全と健康確保のための100の取組（エイジアクション）を盛り込んだチェックリスト（別添2）等を活用して、職場の課題の洗い出し、改善に向けた取組を進め、必要な対策を確実に実施していく必要があります。



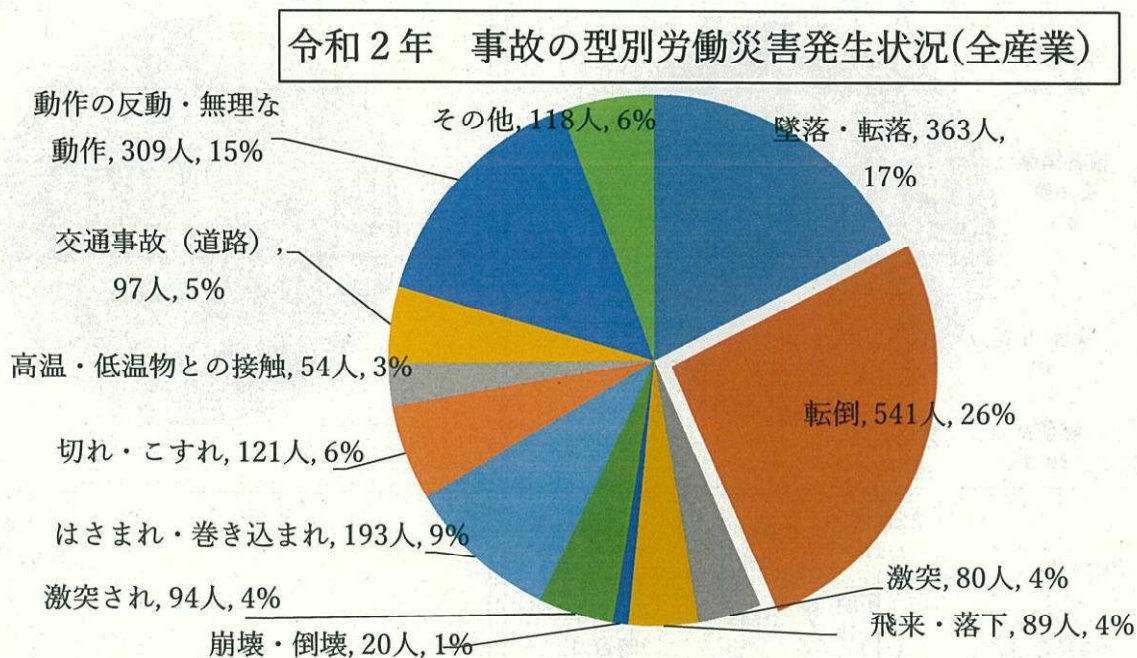
(2) 転倒災害

同様に死傷災害を事故型別に見ますと、下記グラフのとおり「転倒災害」が全体の四分の一以上を占めています。転倒災害での被災程度は比較的軽度と思われがちですが、労働者の高齢化の進捗等により、転倒での骨折などが増加しており、休業見込日数も数か月となる事案も少なからず発生しています。

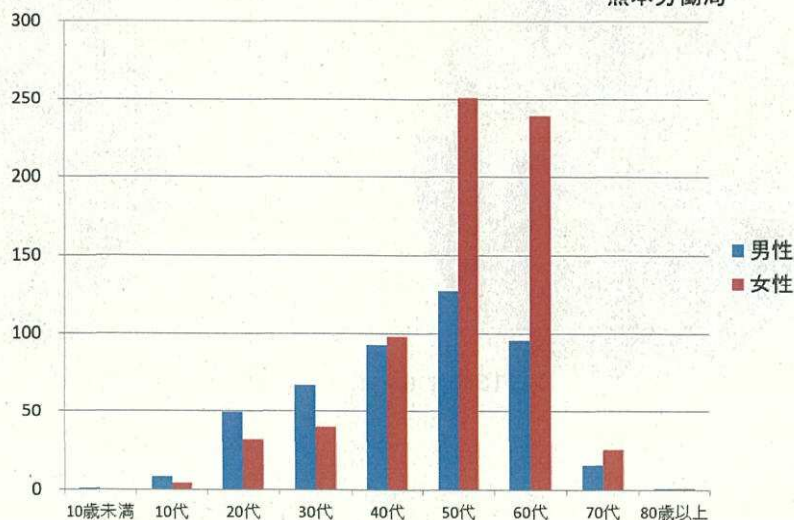
高齢労働者については、加齢に伴い、①バランス能力の低下、②筋力（特に下肢）の低下、③俊敏性の低下、④視認性の低下等がみられ、転倒災害が発生しやすくなる傾向にあります。

また、加齢等による身体機能の低下（特に中高年女性）により、転倒の際に骨折するなど重症化する傾向があります。

転倒を防止するためには、段差や凹凸等の解消、4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底、適正な履物の選択及び危険箇所の「見える化」等が直接的対策となりますが、転倒予防のためのバランス保持、筋力強化運動等の励行についても重要な対策となります。



(参考) 男女別年齢別転倒災害発生状況(平成25年から平成27年)
熊本労働局

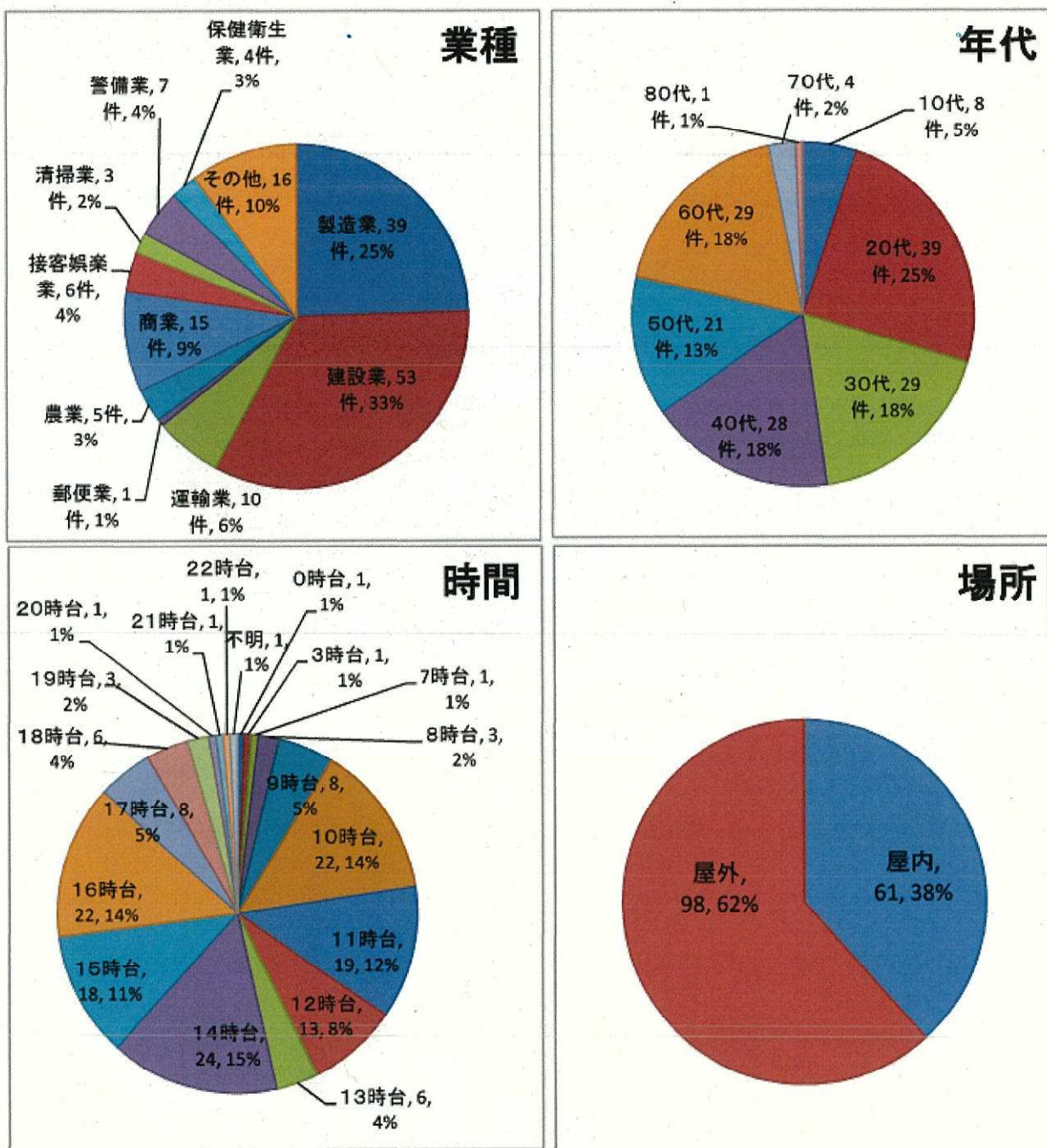


(3) 熱中症

近年は、暑熱期における気温の上昇が見られる中、熱中症の発症も増加傾向にあります。

熱中症は、建設業などの屋外作業だけでなく、全体の4割弱は製造業などの屋内作業場で発生しており、WBGT 値（暑さ指数）計を事業場で準備していないために作業環境の把握や作業計画の変更ができていない例や、熱中症になった労働者の発見や救急搬送が遅れた例、事業場における健康管理を適切に実施していない例などが見られます。

このようなことから、職場における熱中症対策がまだ十分に浸透していなかったと考えられ、熱中症予防対策の徹底を図ることが必要です。（別添3）



(4) 墜落・転落災害

墜落・転落災害は、建設業においては最も多い「事故型」となっており、その被害は、死亡災害等重篤な被害を招いており、墜落・転落災害防止に向けた対策の徹底が重要です。

また、建設業以外の業種においても墜落・転落災害は相当数発生しており、重篤な被害をもたらしています。高さ1～2メートル程度からの脚立やはしごからの墜落・転落災害が多く発生しています。

また、キャスター付きの椅子など、脚立やはしご等の昇降設備を使用しない墜落災害も発生しており、脚立やはしご等の適正な使用を徹底する必要があります。（別添4）

2 産業別の事項

(1) 製造業

製造業においては、依然として「はさまれ・巻き込まれ」「切れ・こすれ」災害による切断などの重篤な災害が発生しており、次のような対策が重要となります。

ア 加工機械、コンベアーなどの刃、歯車、ベルトや、食料品製造業におけるスライサー、ミンチ機等における確実な覆い（カバー）、囲いの取付けと、清掃や保守・点検時の作業標準（マニュアル）の策定が必要。

イ 連続する加工機械のトラブル発生時に、労働者への危険回避のため必要があれば、機械の動力を遮断することができるよう作業標準に規定する必要。

ウ 機械等の点検、掃除、修理等の作業を行う場合には、機械を止め、確実に停止したことを確認した後に、作業を開始することを徹底する。

(2) 建設業

建設業における死亡災害等重篤な災害は、そのほとんどが「墜落・転落」災害となっています。

また、一部の特定元方事業者（元請）において、毎作業日の現場巡視を行っていないケースが確認されますので、現場巡視の徹底が必要です。

このほか、次のような対策を講じる必要があります。

ア 墜落・転落災害を防止するためには、足場等の設置を確実に行う。

イ フルハーネス型安全带等の墜落制止用器具の適切な選択と確実な使用を徹底する。（特別教育の徹底等）

ウ 店社における現場の安全衛生管理を徹底する（現場まかせにしない。）。

エ 足場の組立て等作業主任者は、作業主任者としての職務の履行を徹底する。

オ 各種作業の必要から、臨時に取り外した手すり、筋交い、幅木などの復旧が確実に行われるよう入場者教育を徹底し、特定元方事業者が現場巡回によりその状況確認を徹底する。

(3) 運輸交通業

運輸交通業においては、交通労働災害の防止対策も重要となりますが、荷役作業時における「墜落・転落」「転倒」災害が数多く発生しておりますので、その防止対策が重要となります。また、腰痛災害も発生しやすい傾向にありますので、次のような対策が重要です。

ア 荷役作業は、作業者が一人で作業を行うことが多いため、作業開始前にKY活動など作業にひそむ危険の察知が不十分となる場合がありますので、一

人作業の場合も確実にKY活動などの安全活動が実施されるよう事業場内教育を徹底する。

イ 腰痛予防対策として、作業速度や取扱物の重量の調整が必要。また、取り扱う重量物は、体重の40%以下（女性は男性の60%）とすることが腰痛予防に有効。

(4) 商業

商業においては、労働災害防止のための事業場内活動が十分でない場合が多く、作業や作業場所にひそむ危険の察知（認識）がうまく実施できない場合が多く見受けられますので、次の事項を中心にした労働災害防止活動が必要です（別添5）。

ア 安全管理者、安全衛生推進者の選任が必要ない事業場においても、安全推進者を選任し、災害防止のための取組を積極的に実施する。

イ 通路、階段、出入口に物を放置しないようにする。

ウ 商品等を高く（2メートル以上）積み上げない。（手積みで高さ2メートル以上物を積み上げる場合には、法定の技能講習を受講し試験に合格した作業主任者の選任と作業指示等が必要となる。）

エ 踏み台、はしご、脚立等は、安定した場所で正しい使用方法で用いるための教育を徹底する。

(5) 保健衛生業

保健衛生業においては、ここ数年災害の増加が他の産業に比べ顕著であるため、災害の原因分析とその対策について、衛生委員会や衛生委員会の設置義務のない事業場においても、衛生委員会に準じた場を設け、作業を実際に行う労働者の意見を十分聴取した検討を行う必要があります（別添6、7）。

ア 発生した災害や、ヒヤリハット事例により、災害防止のために必要な対策を検討し、その内容を関係労働者に周知し、安全な作業を行う。

イ 使用する機器・設備、作業方法等実態に即した作業標準を作成する。

ウ 適切な介護等のための設備、福祉機器の導入及び介護に関連した業務を行うための設備の導入計画を衛生委員会等において検討する。

エ 労働者のためのリスクアセスメントを促進する。

オ 中央労働災害防止協会において公開されている社会福祉施設向けのeラーニング教材である「イラストでチェック ここが危ない！介護施設」（<https://www.jisha.or.jp/order/e-learning2019/index.html>）等のツールを活用する。

担当 健康安全課 主任衛生専門官 堀尾 安全衛生主任 星川 電話 096-355-3186
--